

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン活動支援遊具貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）に対してサロン活動支援遊具（以下「遊具」という。）を貸出し、サロン活動を支援することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊具の種類)

第2条 遊具の種類については、(別表1)サロン遊具一覧に定める。

(貸出対象の要件)

第3条 遊具の貸出対象の要件は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 本会に登録しているサロンであること。
- (2) 当該サロン利用者間の交流を図るための活動等において使用すること。

2 前項にかかわらず、本会会長が、使用が適当であると認める場合には、貸出しを行うことができる。

(貸出の制限)

第4条 遊具の申込があった場合で、次に該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 遊具を使用することで、他団体等との支障があるとき。
- (3) 過去の遊具の使用・管理等で、本会が不相当と認めたとき。

(貸出の期間)

第5条 遊具の貸出期間は、使用日前後の一週間とする。但し、次の場合はその限りではない。

- (1) 天候事情等により貸出又は返却が困難な場合、期間の延長できる。
- (2) 貸出期間に他サロンの利用申請がある場合、他サロンへ貸し出されることもある。

(借用申請)

第6条 遊具の借用を希望する者は、あらかじめ申込責任者が所定の様式「サロン遊具借用申請書」を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。

(使用料)

第7条 第3条第1項において、貸出しを行う場合は、使用料を徴収しない。

(貸出・返納の方法)

第8条 遊具の貸出・返納の方法は、原則として、使用者において運搬する。

2 使用者は、使用後の遊具の手入れ・点検を行い、返納の際に本会の確認を受ける。

(転貸等の禁止)

第9条 遊具の貸出を受けた者は、その目的以外に使用又は転貸してはならない。

(弁償)

第10条 貸出期間中に、故意又は過失により遊具を破損又は亡失したりした時は、原則として、申込責任者は、これを弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

